

令和4年度第1回 昭島市行政不服審査会

議 事 要 旨

1 日時 令和4年4月22日（金）午後3時～午後5時35分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1） 委員

下里会長、山口委員、中村委員

（2） 審査庁

市民部市民課：吉田課長、川嶋係長

（3） 事務局

企画部：永澤部長、企画部法務担当：乙幡課長、福岡係長、河津主事、井上主事

4 議題 戸籍附票不交付決定処分に係る審査請求について（諮問）

5 議事要旨

- ・ 諮問の要否について、行政不服審査法（以下「法」という。）第43条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、本審査会で取り扱うことを決定した。
- ・ 法第81条第3項において準用する法第74条の規定に基づく審査関係人への主張書面等の求め、適当と認める者への事実の陳情又は鑑定の求め、その他必要な調査の要否について審議された。審議の結果、以下の資料を審査庁に求めることを決定した。
 - 昭島市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待の被害者等に対する住民基本台帳事務における支援措置に関する要綱（平成27年4月1日実施）
 - 本件に係る戸籍に記載されている昭島市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待の被害者等に対する住民基本台帳事務における支援措置に関する要綱（平成27年4月1日実施）第2条に規定する支援対象者について、支援措置を行うことを決定するに至った根拠資料
- ・ 上記の求めについて、期限を次回日程までとすることを決定した。
- ・ 法第81条第3項において準用する法第75条に基づき、審査関係人から意見陳述の申立てができること及び法第81条第3項において準用する法第76条に基づき、主張書面又は資料の提出ができることについて、審査関係人に通知しないことを決定した。
- ・ 審議記録の公表について、個人情報が含まれない形で、概要を記録したものを市のホームページで公表することを決定した。
- ・ 次回日程を決定した。